

防災士の資格取得に補助金を交付します

常総市では、災害に強いまちづくりを進めるため、防災士の資格取得に要する費用について補助金を交付することといたしました。詳細については下記に記載のとおりとなりますので、内容ご確認のうえ、申請をお願いします。

【対象となる方】

常総市に住所を有する方で、次の①～④のいずれにも該当する方

- ①地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に参加する意志のある方
- ②防災士の資格を有する旨の情報を市長から消防署、消防団、自主防災組織等へ提供することについて同意する方
- ③防災士の資格の取得に係る他の補助、助成等を受けていない方または受ける予定でない方
- ④市税その他市の分担金、使用料等の滞納がない方

【補助金の額】

次の①～④の費用のうち現に要した費用の合計額とし、全額補助金を交付します。

- ①日本防災士機構が認証する研修機関で実施する防災士研修講座の受講料
- ②日本防災士機構が発行する防災士教本の代金
- ③防災士資格取得試験受験料
- ④防災士認証登録申請料（初回のみ）

【補助金交付までの流れ】

